

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
（略）			（略）		
三条市	（略） 済生会新潟県央基 幹病院 <u>済生会三条病院介 護医療院なでしこ</u>	（略） 三条市上須頃 5001番地1 <u>三条市大野畑6 番18号</u>	三条市	（略） 済生会新潟県央 基幹病院	（略） 三条市上須頃 5001番地1
（略）			（略）		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。